

島根県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成30年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会教育長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和2年10月23日

島根県監査委員	須	山	隆
同	山	根	成二
同	大	國	羊一
同	後	藤	勇

平成 30 年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	措 置 の 内 容
収入関係事務 ① 調定の時期が適当でないもの 道路の占用許可に係る占用料等（過年度からの継続許可分）に係る収入調定の時期が、3 か月以上遅れているものがあった。 一般国道 186 号 使用料 335,500 円 調定すべき日 平成 30 年 4 月 1 日 調定日 平成 30 年 7 月 3 日 外 310 件 （浜田県土整備事務所）	継続調定については、事務処理が一時的に集中することから、準備を前年度末の早い時期に前倒し、事務処理の遅延防止を図った。 また、内部統制制度を活用し、再発防止を図ることとした。
② 調定額を誤っているもの 旅客ターミナルビル等の行政財産の使用許可及び斐川なぎさ公園に係る、電気料金等の負担額について、誤って算定していたものが 8 件あった。 (1) 行政財産使用許可に係る電気料金等の負担額 正当額 68,517 円 調定済額 68,366 円 不足額 151 円 外 6 件 (2) 斐川なぎさ公園に係る電気料金等の負担額 正当額 38,365 円 調定済額 38,294 円 不足額 71 円 （出雲空港管理事務所）	指摘事項は、前年度の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価により負担額を算定したため、誤りが生じたものである。 負担額の算定に当たっては、複数の職員で確認し、再発防止を図ることとした。

意 見	処理方針・措置状況
1 定期監査の結果に関する意見 (1) 内部統制体制の確立について 今回の監査においては、指摘事項、指示事項とも大きく減少した。 しかし、指摘事項等の内容を精査すると、担当職員の失念や見落とし、業務への未習熟といった個人の錯誤に起因する瑕疵が、組織内で発見、是正されることなく放置されたと考えられる事例が多く見受けられた。 ヒューマンエラーは不可避免的に発生するものであり、組織的にチェックできる体制を整備することにより、業務の適切な執行を確保する必要がある。 さらに、今後の人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくための業務執行体制を確立することが求められている。 このような趣旨から、平成 29 年に地方自治法が改正され、今年度中に内部統制の仕組みを整備し、令和 2 年度から運用することとなっている。 内部統制体制の整備に伴い、一時的に職員の業務量が増加するものの、事務の手戻りの減少や、不適正な事務処理発生のリスクが軽減されるなど、安心して業務に従事できる環境が整い、職員にとって働きやすい職場環境の実現に繋がるものである。 については、内部統制体制の整備及び運用に当たっては、知事のリーダーシップのもと、適正な事務処理が確保されるための真に有効かつ効率的な取組となるよう、全庁をあげて取り組まれない。	(人事課) 地方自治法の改正により、都道府県及び政令指定都市において、内部統制制度の導入が義務付けられた。 内部統制体制整備の基本的な考え方については、総務省からの助言にあるとおり、その目的は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、これを阻害する事務上のリスクを評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することである。 当県においても令和 2 年 4 月から次のとおり運用を開始したところである。 ・知事を最終的責任者として職員を指揮監督するための基本方針を策定 ・各所属でリスク評価シートを作成 また、今後は以下の取組みを通じ、実際に運用しながら、チェック体制の強化を図ることで、組織として事務の適切な執行を確保する体制整備を進めていく。 ・各所属において、リスク評価シートの対応策に沿って、リスクを低減する取組を実施 ・人事課において、リスク評価シートを活用した内部統制の運用（監視、リスク発生時対応、点検・評価など）について、実施マニュアルを整備し、各所属へ周知の上、実効性を確保
(2) 会計事務の適正化について 今回の監査において指摘、指示事項とした事項の多くは、収入に関しては調定遅延や督促状未発出、支出に関しては支出負担行為を整理する時期の遅延、支出関連諸帳簿の未整理、財産管理における行政財産使用許可台帳の不備など、昨年度と同様の結果であった。 昨年より件数が減少したことは、チェック機能の整備や指導支援体制等、所属としての取組みが進んでいるものと考えられる。 ただ、かねてから監査において再三指摘し、出納局においても繰り返し注意喚起してきた事項について、	(各執行機関) 令和 2 年 4 月より、財務に関する事務を対象とした内部統制制度の運用を開始したところである。 また、内部統制の運用にあたっては、過去の発生例、監査指摘等の有無などを踏まえ、リスクの影響度や発生可能性を分析し、リスク対応策を記載したリスク評価シートを各所属で作成したところである。 今後も、リスク評価シートの対応策に沿って、リスクを軽減する取組を行うなど、所属としてのチェック体制の強化を図るとともに、毎年度自己点検を行うことにより、会計事務の適正な執行を図っていく。

今回も多く指摘をするに至ったことは、担当職員への周知や事務引継の徹底とともに、所属における取り組みを一層進める必要があることを示している。 引き続き、各執行機関においては、所属長の責務として、生じうるリスクを把握したうえで必要なチェックや支援の体制を整備し、これが有効に機能しているかを定期的に確認することにより会計事務の適正な執行に努められたい。	(公安委員会) 警察では、出納局発行の会計事務研修用の資料等の教養資料により、会計事務の留意事項等の周知徹底を図るとともに、部内の新任会計課長等研修においては適正な会計経理の徹底策として「業務管理の徹底」、「2重、3重のチェックの徹底」、「執行伺のチェックポイント」について指示している。 また、不十分な事務引継や認識不足によるミス、遅延を防ぐため、新任課長等研修会、新人職員育成プログラム等において、スキルアップを図っている。 さらに、執行予定額が30万円以上の契約については、執行伺チェック表を作成し、執行機関の担当者以外の職員も容易に、執行方法や添付書類を確認できる仕組みを構築している。 なお、警察では、年3回の内部監査を実施しており、警察本部会計課員が各所属（警察署を含む。）に赴き、会計書類の点検と、その結果に基づいた指導を行い、その際に適正経理に関する教養を実施している。
(3) 物品管理の適正化について 物品管理の適正化については、これまでも幾度か意見を述べてきたが、依然として物品取得時の物品受入調書の未作成、使用責任者記録簿の未出力及び使用責任者の押印漏れ等、必要な処理が行われていない所属が多く見受けられた。 これらは、物品会計に対する担当者の意識の低さや物品会計事務処理に対する知識の不足に加え、組織におけるチェックや支援体制の不備により生じていると考えられる。 については、各執行機関においては、今まで以上に必要なチェックや支援の体制を整備するとともに、物品に関する諸帳簿の整備を行い、物品管理事務の適正な執行に努められたい。 また、出納局にあつては、会計事務担当者に対する研修や制度周知の充実をはじめ、会計検査の機会を利用するなどによる所属への指導に一層努められたい。	(各執行機関、出納局) 物品管理について、各執行機関においては、次のとおり取り組み、適正な執行に努めることとする。 ・会計担当者に対する会計事務研修等の受講の推進 ・会計担当者間における適正・確実な引継の徹底及び上司による引継の確認（実施状況、引継書の内容等） また、出納局においては、会計事務研修や職員ポータル掲示板により物品会計に対する担当者の意識を高めるとともに、制度周知を徹底するなど物品会計事務の適正化に引き続き努めていく。 また、会計検査の機会を利用し所属への指導に一層努めていく。 (公安委員会) 物品管理の適正を図るため、出納局発行の会計事務研修用資料を活用し、物品管理についての留意事項等の徹底を図るとともに、会計事務の経験の浅い職員に対し基礎的な資料を活用し、知識と意識の向上を図っている。 また、内部監査の際には、物品に関する帳簿等の点検を行い、物品担当者に対しては結果に基づく指導を

	行い、物品管理事務の適正化に努めている。
(4) 学校におけるコンピュータシステムの保守管理について 各専門高校等に設置されている各種コンピュータシステムについて、構築時は一般競争入札により教育施設課で執行しているが、構築されたシステムの保守管理業務は、当該システム構築業者への一者随契により、毎年、各学校において執行されている。 システムの導入と導入後の保守管理業務を同一業者が担うことが適切であるならば、パソコン・複写機や全庁的な電算システムの調達において実施しているように、複数年の保守管理を含めた仕様により入札執行することが、全体として競争原理が働き、かつ各学校における事務の省力化につながると考えられる。 ついては、新規導入時や次期更新時において、システムの導入と導入後の保守管理業務を含めた契約を締結することについて検討されたい。	(教育施設課) コスト削減及び事務省力化の観点から、複数年の保守管理を含めた「賃貸借方式」の導入について検討を行ったが、実習内容等の変更に応じた仕様変更の対応や、リース料率の加算等による費用増嵩等を考慮した際、現時点においては現行の契約方式のほうが合理的であると判断したところである。 なお、各学校における事務の省力化については、複数年の保守契約が可能である旨を対象校へ周知し、一部の学校においては複数年契約を締結している。 また、当課において保守契約の内容（仕様、積算、保守回数等）を必要最小限のものに見直したところ、一定程度の委託費を削減することができた。 今後も各学校における事務の省力化に向け保守にかかる複数年契約の周知を図るとともに、保守契約についても競争原理が働くような契約方式等が他にないか情報収集等に努め、引き続き検討を行っていく。
2 組織及び運営の合理化に資するための意見 (1) 随意契約について 地方自治法第 234 条は一般競争入札を原則とし、随意契約は同法施行令（以下、「令」という。）第 167 条の 2 第 1 項各号に定められた事項に該当する場合に限り行う事ができるものである。 今回の監査で、島根県会計規則第 66 条の表に規定する限度額を超える金額の随意契約（以下、「随意契約」は、この意味で使用する。）について、法令・規則等に定める要件に照らして適切に行われているかどうか等の視点から、重点的監査事項として調査した。 随意契約の根拠として最も多かったのが、令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適さない」契約であり、その多くは、「契約の目的物が特定の者でなければ納入できないものである」ことを随意契約を行う理由としてあげ、結果として特定の一方のみを契約の相手方とする「一者随意契約」が行われていた。 監査においてこのような随意契約を確認したところ、多くの場合、随意契約を行う理由は適正なものであった。 しかし、同業他者へ委託する可能性を十分検討せず長年の契約実績がある者と随意契約を行っているとされる事例など、令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に照ら	(各執行機関) 出納局においては、会計事務研修、支出審査や会計検査などを通じて「随意契約取扱指針（平成 18 年 3 月出納局長通知）」に沿って適切に事務処理が行われるよう指導を行っている。 また、会計事務研修では、随意契約について地方自治法等に基づく執行要件の考え方などを説明し、厳正な事務処理を行うよう指導している。 支出審査では、随意契約の根拠（法令等に規定された要件）や一者随意契約の場合の理由などを確認し、指針等に基づいた適正な契約となっているか審査しており、会計検査では、一者随意契約を行った事案を重点検査項目としており、その理由をあらためて確認し、適切な執行を指導しているところである。 これらの出納局の取組みを踏まえ、各所属においては、担当職員や決裁者に研修の受講を促すことや、出納局が作成するマニュアルや事例集を活用することにより、適切な知識の定着を図る。 また、支出審査や会計検査を通じ、契約方法について検討を行うなど、適正な契約事務の執行に努めている。 (公安委員会)

して疑義が生じうる契約も見られた。 については、各所属においては安易に前例を踏襲することなく、常に競争性のある契約方法がとれないか検討を行い、やむを得ず随意契約を行う場合であっても、そこに至った理由が、令第 167 条の 2 第 1 項各号の規定に適合する内容であることを明確に示すことにより、適正な契約事務の執行に努められたい。	警察業務の特殊性から、県内に契約内容を履行できる相手方が複数ない場合であっても、競争性を確保するため、可能な限り取扱いが可能な県外業者にも入札参加を呼びかけている。 また、他には契約内容を履行できる業者がないとした一者随意契約の場合には、その内容を示す書面を提出させている。 さらに、予定価格の設定の妥当性を確認するため、市場の状況を確認する目的で、業者から参考見積書等入手するなどし、自ら積算した金額との比較を行い、予定価格の妥当性を確保している。
(2) 旅費の適正な執行及び旅費制度の職員への周知について 旅費事務については、平成 24 年 1 月から旅費事務システムを導入し、各所属において旅行者が旅行経路や旅費計算、請求・精算額等を直接入力し、決裁者はシステム入力内容と領収書の突合を行い、不整合がないことを確認した上で決裁を行うこととされている。 決裁後、総務事務センターの審査を経て旅費が支給される仕組みとなっているが、総務事務センターの審査において、領収書の確認は行われていない。 このため、旅費を適正に支給するには、全職員が旅費制度について、正しい知識と理解を持つことが不可欠である。 旅費については、支払額を誤った事例があったことから、平成 23 年度及び 24 年度会計定期監査において、各機関の実態に応じた研修・指導の充実・強化を図るよう意見を述べたところである。 今回の監査において、実地監査実施全機関について抽出によりシステム入力内容と領収書の突合を行った。その結果、領収書と異なった金額で精算報告を行い、決裁者もそれを見逃して精算確認を行ったことで誤った旅費が支給された事例、領収書に必要とされる事項が記載されていない事例など、旅行者及び決裁者の不注意に起因すると思われる誤りや、隠岐汽船フェリーの 2 等客室利用時に領収書を添付しなかった事例など、制度変更を含む制度自体の理解不足に起因すると思われる誤りが見受けられた。 については、各執行機関においては、領収書の金額と精算額の突合を的確に行うとともに、旅費制度に則った旅行命令及び精算事務を行うことにより、適正な旅費の執行に努められたい。	(各執行機関、人事課、教育庁総務課、総務事務センター) 適正な旅費の執行のためには、旅行者及び決裁者が旅費制度を十分理解したうえで、制度に則った旅行命令や正確な精算事務を行うことが必要である。 旅費制度の周知については、これまでも制度改正の都度、職員にその内容を周知してきたところだが、令和元年度末には、旅費の手引きを改正するにあたり、問い合わせや誤りが多いものについて取扱いを明記するとともに、Q & A も追記及び修正を行い、その内容を周知したところである。 また、『人事課つうしん』や総務事務センターが発行する『すまいる通信』においても、誤りが多い内容について例示して周知した。 県立学校及び市町村立小中学校教職員の旅費制度を所管している教育庁総務課では、問い合わせが多い事例や審査・支払い時での疑義事例（ミス事例）をまとめたものを定期的にポータルサイト等へアップすることにより、注意喚起と制度周知を行っていく予定である。 さらに、各執行機関において、領収書と精算額の突合をよりの確に行うため、提出書の様式を変更し、チェック項目を増やす予定である。 今後、各種会議や研修等における周知についても検討するなど、引き続きわかりやすい旅費制度の周知に努める。 (公安委員会) 決裁時における支給金額と領収書等の証拠書との突合を行っている。 また、警察では、旅費システムは旅行者に代わって

また、人事課、教育庁総務課、総務事務センターにおいては、旅費事務が迅速かつ適正に行えるよう、職員に対する研修・指導の充実・強化、わかりやすい旅費制度の周知を行うことにより、適切な旅費事務の確保に努められたい。	会計担当者が代理入力を行っているが、担当者以外の者による複眼的なチェックを行い、旅費事務の適正な執行に努める。
---	--